

ダイヤモンドレコード専属歌手契約書

(丙所属会社) (以下甲という。)と株式会社ダイヤモンドレコード(以下乙という。)
と(実名) とは(以下アーティスト又は丙という)の実演が録音されている末尾記載
原盤(以下「原盤」という。)の使用した販売等営業展開に関し、次のとおり契約を締結します。

第一条 [用語の定義]	<p>本契約の用語の意義は、下記のとおりとします。</p> <p>①原盤：実演、その伴奏、効果音および背景等を録音した磁性テープその他 MD、CD-R 等の固定媒体をいいます。</p> <p>②レコード：原盤より複製したディスク・レコード (VCD、DVD を含む)、シート・カセットテープ、音楽テープ等の録音物をいいます。</p> <p>③ビデオ：原盤より複製したビデオテープ、ビデオディスク等の録画物をいいます。</p> <p>④録音：音を磁性テープその他の媒体に固定し編集することをいいます。</p> <p>⑤その他の用語：著作権法 (第48号) の規定によります。</p>
第二条 [目的]	<p>甲は乙に、「原盤」の使用を許諾し、乙はこれに対し使用の対価を支払います。</p> <p>1、乙は、甲より使用許諾された「原盤」の全部または一部よりレコード (ビデオを含む。以下同じ。) を独占的に複製し、これに適宜の商標を付けて国内、国外を問わず自由に販売し、また、第三者にこれの販売を許諾あるいは委託することができます。</p> <p>2、甲は、本契約期間中、「原盤」を乙の文書による事前の同意なしに、レコードの製作・発売を目的として自己が使用し、または乙以外の第三者に譲渡もしくは使用させることはできません。</p>
第三条 [権利の帰属]	<p>本契約期間中、「原盤」の二次使用料請求権を含むレコード製作者としての著作隣接権の一切は乙に帰属します。</p>
第四条 [保証]	<p>甲は乙に対し、下記の事項を保証します。</p> <p>1、甲は、乙と本契約を締結するに必要かつ十分な権利・権限および能力を有し、第三者から何らの拘束または異議の申立を受けることなく、本契約を自由かつ有効に遂行し得ること。</p> <p>2、「原盤」は作品の著作権者の許諾をはじめ、すべて適法に制作されたものであること。</p> <p>3、したがって乙が「原盤」を使用することによって、作品の著作権者、アーティスト、その他いかなる第三者の権利をも侵害しないこと。</p> <p>万一上記の保証に反して第三者から乙に対し異議の申立等がなされた場合には、甲はこれをすべて甲の責任と負担において処理解決し、乙に迷惑をかけず、損害等を及ぼさないことを約束します。</p>
第五条 [著作権]	<p>「原盤」に使用されている歌曲の著作権使用料は乙の負担とします。</p> <p>ただし、社団法人日本音楽著作権協会の使用料規程を超えるときは、超過分については原則として甲の負担とします。</p>

<p>第六条 [対価の支払]</p>	<p>乙は、第二条第一項に定める「原盤」の使用許諾の対価として、「原盤」を使用して製作・販売されたレコードについて、下記により算出した印税（税込）を甲に支払います。また印税には、アーティストに対する報酬、演奏編曲等の報酬、その他「原盤」の制作に関与した者に対するすべての対価を含みます。</p> <p>1、①CD&DVD（コンパクトディスク等）の場合 計算対象売上枚数1枚につき、その税込定価より消費税および容器代を控除した金額の10%とします。</p> <p>②音楽テープの場合 計算対象売上本数1本につき、その税込定価より消費税および容器代を控除した金額の10%とします。</p> <p>③シングル・ディスクレコードの場合 計算対象売上枚数1枚につき、その税込定価より消費税を控除した金額の10%とします。</p> <p>④ビデオグラム（ビデオテープ、ビデオディスク等）の場合 乙の業界慣習に従い、乙が決定します。</p> <p>⑤その他のレコードの場合 原則として、上記の範囲内において、甲・乙別途協議して定めます。</p> <p>2、①前項において、「原盤」と本契約以外の原盤を同時に使用した場合は、それぞれのレコードに収録された原盤数により按分計算します。</p> <p>②消費税は消費税法によります。</p> <p>③ジャケット代は原価（その都度提出）10%、容器代は、音楽テープについては原価（その都度提出）の10%、VCDについては税込み定価の10%とします。</p> <p>3、乙はアーティスト丙に対し録音物の販売数×@30円を支払うものとします。（歌唱印税、以下印税とだけ称する）</p>															
<p>第七条 [特殊な場合]</p>	<p>1、カラオケ原盤の印税は、第六条に規定した印税率の10%とします。</p> <p>2、クラブ・レコード、ダイレクト・メール・レコード、委託レコード等いわゆる特販関係レコードとして販売する場合は、計算対象売上枚（本）数1枚（本）につき、その仕切価格10%とします。</p> <p>3、乙が日本国内外において「原盤」あるいは当該録音物からの使用を許諾した場合、乙は当該第三者より受領した対価の10%を甲へ支払います。</p> <p>4、上記に拘らず、本条の規定の適用が不合理である場合は、甲・乙別途協議の上、適正な印税を定めるものとします。</p>															
<p>第八条 [印税の計算方法および支払方法]</p>	<p>印税の計算方法および支払い方法は、次のとおりとします。</p> <p>1、乙の中央倉庫出庫数の80%を計算対象売上数と見做します。ただし、特販関係レコードは80%を90%と読み替えます。</p> <p>2、計算の簡素化のため、各印税単価は円単位以下3桁を四捨五入します。</p> <p>3、計算期および支払日は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="459 1832 1102 1989"> <thead> <tr> <th>計算期</th> <th>計算期間</th> <th>支払日（計算書添付）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一期</td> <td>12.21.~3.20.</td> <td>5月末</td> </tr> <tr> <td>第二期</td> <td>3.21.~6.20.</td> <td>8月末</td> </tr> <tr> <td>第三期</td> <td>6.21.~9.20.</td> <td>11月末</td> </tr> <tr> <td>第四期</td> <td>9.21.~12.20.</td> <td>2月末</td> </tr> </tbody> </table> <p>4、支払いに際しては、消費税相当額を加算します。</p> <p>5、各計算期の印税発生額が金3、000円（税込）に満たない場合は支払保留扱いとし、翌期に繰越します。</p>	計算期	計算期間	支払日（計算書添付）	第一期	12.21.~3.20.	5月末	第二期	3.21.~6.20.	8月末	第三期	6.21.~9.20.	11月末	第四期	9.21.~12.20.	2月末
計算期	計算期間	支払日（計算書添付）														
第一期	12.21.~3.20.	5月末														
第二期	3.21.~6.20.	8月末														
第三期	6.21.~9.20.	11月末														
第四期	9.21.~12.20.	2月末														

<p>第九条 [印税の支払先等および変更通知義務]</p>	<p>1、印税の支払先および印税計算書、その他本契約に係る文書の送付先は、下記の甲または甲の指定する者とします。</p> <p>①印税の支払い</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">銀行</td> <td style="width: 33%;">支店</td> <td style="width: 33%;">預金</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> <td>口座名</td> </tr> </table> <p>②文書の送付先</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p>2、甲並びに丙は、前項の支払先または送付先を変更する場合、直ちに文書をもって乙に通知するものとします。甲並びに丙から2年以上にわたり変更通知がないため、乙による支払い、もしくは印税計算書の送付が事実上不能となった場合は、乙の支払義務は免除されるものとします。</p> <p>3、甲又は丙が乙の製品を卸価格で仕入れて直接エンドユーザーに手売り等で販売利益を得た場合印税の支払はありません。</p>	銀行	支店	預金	口座番号		口座名
銀行	支店	預金					
口座番号		口座名					
<p>第十条 [販売促進のための使用]</p>	<p>テスト・レコード・見本レコード、寄贈レコード等販売促進のために合理的な範囲内で頒布されるレコード、および研究開発のために製作され乙が直接収入を得ないレコードについては、印税の支払はありません。</p>						
<p>第十一条 [アーティストの名称、肖像等の無償使用]</p>	<p>1、乙または乙の許諾を得た者は、本契約期間中であると終了後であると問わず、日本を含む全世界において、アーティストの名称（実名、芸名、その他アーティストに対して付けられたあらゆる名称）、肖像、写真、筆跡、声、経歴、伝記、その他アーティストに関するロゴ・タイプ、ジャケット・デザイン等一切のもの（以下総称してアーティスト名称等という。）を、レコード製作、販売、広告、宣伝のために、自由かつ無償で使用できます。甲またはアーティストは、乙が希望した場合、これらのものをすみやかに乙に提供します。</p> <p>2、甲およびアーティストは乙に対し、乙がアーティスト名称等を使用することによって法的その他の理由で第三者の権利を侵害したり、または第三者との間に紛争が生じたりすることが無いことを保証します。</p>						
<p>第十二条 [契約の有効期間と更新]</p>	<p>1、本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とします。</p> <p>2、甲・乙の双方が、本契約期間満了日の三ヶ月までに、文書により契約終了の意思表示をしない場合は、本契約期間は自動的に一年間延長され、効力を継続します。爾後同様とします。</p>						
<p>第十三条 [解除]</p>	<p>1、甲または乙のいずれか一方の当事者において、本契約およびこれに伴う覚書等のいずれか一つの条項に違反した場合は、他方当事者は15日間の期間を定めて催告の期間内に履行されない場合には本契約を解除することができます。</p> <p>2、甲または乙のいずれか一方の当事者において、前項に定める違反があった場合は、違反当事者は他方当事者に対し、当該違反により生じた損害を賠償する義務があります。</p>						
<p>第十四条 [契約終了後の措置]</p>	<p>乙は、本契約終了後も、第6・7条に定めた原盤印税を甲に支払って、引き続き「原盤」を使用してレコードを複製・販売することができます。</p>						

第十五条 [修正・変更]	本契約的修正・変更は文書による甲・乙双方の合意がないかぎり、その効力を生じないものとします。
第十六条 [権利・義務の移転]	甲は本契約に基づいて取得したいかなる権利・義務をも、乙の文書による事前の同意なしに、第三者に移転し、質入れし、または甲の債務の担保とすることはできません。
第十七条 [管轄裁判所]	本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。
第十八条 [協議]	本契約の条項に疑義が生じた場合、または定めなき事項が生じた場合は、甲・乙間において別途協議し、信義誠実の原則に基づき友好的に解決します。
特記事項	<p>1、丙 の歌唱実演ギャランティーが収益源であるので、甲・乙双方丙のイベントを協力し、甲・乙・丙それぞれ協議の上年間2本のイベント企画の実現に向け努力するものとする。</p> <p>2、丙のスケジュールに合わせ当該録音物の販売促進のための甲又は乙の企画するサイン会キャンペーンに協力するものとする。但し、キャンペーン企画は事前に丙に相談し、了解を必要とする。</p>

記

<原盤内容および初回録音物内容>

曲目		
作詩		
作曲		
実演家		
記号・番号		
発売日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
発売価格	1,200 円	1,200 円

以上契約締結の証として本書参通を作成し、甲・乙・丙記各捺印の上各表通宛保有します。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)

(丙) 実名

